



## 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に賦課されます。税額の算定に必要な届け出などがありますので、確認ください。  
 固税務課 ☎52-2114

### ●家屋調査に協力を

新築・増築された家屋は、税務課職員が家屋調査を行い、課税の基準となる価格を決定します。調査依頼が遅れた場合、入居後の調査となり、ご迷惑をおかけすることが予想されますので、完成日が決まり次第、連絡ください。

### ●家屋を取り壊した場合の手続き

家屋の建て替えや災害などにより家屋を取り壊した場合、届け出が必要です。翌年度以降の課税が見直しになる場合があるため、解体工事完了後は、速やかに届け出ください。

### ●住宅用地の特例

居住している住宅用地は、面積に応じて特例措置が適用されます。新たに住宅用地となった、住宅用地でなくなったなど土地の利用方法に変更があった場合は、連絡ください。

### ●太陽光発電のパネル設置

太陽光発電パネルを設置した場合（一般住宅の屋根を除く）、償却資産の申告が必要です。土地の評価のため、場所・地積など現況を確認しますので、太陽光発電パネルを設置する場合は速やかに連絡ください。

### ●所有権移転の手続き

相続や売買を行った場合、未登記家屋の所有権移転は税務課に届け出が必要です。土地や家屋の登記は法務局で手続きを行ってください。所有者移転の手続きは速やかに届け出ください。

### ●家屋に対する減額措置

既存住宅のバリアフリー改修工事、耐震や省エネ改修工事などを行った住宅に対して、固定資産税が減額されることがあります。対象や要件、提出書類については、問い合わせください。

## 軽自動車税（種別割）の各種手続きは期限内に！

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の納税（申告・報告）義務者に課税されています。当該車両に変更があった場合は、その事由が発生した日から15日以内に手続きする必要がありますので、ご注意ください。 ※手続き内容によっては、必要なものが加わることがあります。

車両の種類	事由	持参するもの
原動機付自転車（～125cc） 小型特殊自動車	①住所変更、廃車、市内の人へ譲渡する場合 ⇒久慈市役所税務課 ②転出、市外の人へ譲渡する場合 ⇒久慈市役所税務課と転出先（新使用者が居住する）の市区町村	○本人確認書類、譲渡証明書（申告書証明欄での証明でも可） ○ナンバープレート（廃車、転出、市外の人に譲渡する場合）
軽三輪 軽四輪	転出、譲渡、廃車などをする ⇒軽自動車検査協会岩手事務所（☎050-3816-1833）または、転出先の軽自動車協会	各対応窓口での手続きとなります。手続き方法など各対応窓口へ問い合わせください。
軽二輪（125超cc～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	転出、譲渡、廃車などをする場合 ⇒東北運輸局岩手運輸支局（☎050-5540-2010） または、転出先の運輸支局	

## 市税などの質問・相談窓口

### ■市民課 ☎52-2118

●国民健康保険、後期高齢者医療関係 国保年金係

### ■収納課 ☎52-2368

●口座振替、納税証明など 管理係  
●納税の方法など 収納係

### ■税務課 ☎52-2114

●市県民税、軽自動車税、国民健康保険税 市民税係  
●固定資産税（土地・家屋・償却） 資産税係

## 健康保険の変更は市民課に届け出をお願いします

固市民課国保年金係 ☎52-2118

### 【国保喪失の手続き】（国保保険証の返還）

就職などで職場の健康保険（社会保険など）に加入した場合は、下記のものを持参し手続きください。

- ①返還する国保保険証 ②本人確認書類
- ③マイナンバーの分かる個人番号カードなど
- ④資格取得証明書または職場の健康保険証

### 【国保取得の手続き】（国保保険証の交付）

退職などで職場の保険を脱退した場合は、下記のものを持参し手続きをお願いします。

- ①本人確認書類 ②資格喪失証明書
- ③マイナンバーの分かる個人番号カードなど

## 市税や各種料金など納付の確認をしましょう

令和4年度の市税などは、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の第8期（2月28日納期限）が最後の納期です。納期限を過ぎてから納付した場合、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。納め忘れがないか確認願います。

納めていない人に対しては、督促状や納税催告書などを送付した後、給料や預貯金などの各種財産の差し押さえを行っています。市税などをすぐに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

国民健康保険税を納めていない人に対しては、差し押さえのほか、通常の保険証よりも有効期間の短い「短期保険証」や医療費の全額を一旦自己負担しなければならない「資格証明書」の交付を行う場合があります。

## 市税などの納付に便利なお知らせ

固収納課 ☎52-2368

### ■口座振替による納付をおすすめします

市税や各種料金などの納付は、便利で確実な口座振替を利用ください。

- メリット
  - ①便利…納期のたびに金融機関に出かける必要がありません
  - ②安心…つい、うっかりの納め忘れを防ぐことができます
  - ③安全…現金を持ち歩く必要がありません

手続きは簡単 預貯金通帳、金融機関届出印、納税通知書を持参し、市役所・山形総合支所・各支所・市内金融機関で申し込みください

取扱金融機関 岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、みちのく銀行、盛岡信用金庫、東北労働金庫、新岩手農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行（郵便局）

### ■スマートフォン決済で市税などの納付ができます

金融機関や市役所などに出向くことなく、いつでも、どこでも納付できます。

#### ●スマートフォンのアプリで支払いができる市税・各種料金

- ・個人市県民税（普通徴収）・固定資産税 ・軽自動車税・国民健康保険税（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）・市営住宅使用料・市営住宅駐車場使用料・定住促進住宅使用料
- ・保育所保育料・学校給食費・水道料金・下水道使用料

#### ●利用可能なスマートフォンアプリ

PayPay 利用方法の詳細はHPを確認ください

久慈市税 アプリ 検索

